

原付の再登録をお考えの方へ 必ずお読みください。

原動機付自転車は軽二輪車・二輪の小型自動車と異なり、一時抹消制度がありません。

軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、制度上、道路を走行していない車両であったり、ナンバープレートの交付を受けていない車両であっても課税対象になります。

一時的に廃車した原動機付自転車を4月1日（賦課期日）をまたいで同一名義人（または同居のご家族の名義）で再登録した場合、引き続き車両を所有されているものとして、その年度の軽自動車税（種別割）は納付していただくことになります。

また、軽自動車税（種別割）の課税を免れるために、原動機付自転車を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第463条の22※の規定により**100万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

※ 地方税法第463条の22第1項（種別割の脱税に関する罪）

偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れた者は、100万円以下の罰金に処する。

廃車が認められない場合の例

- しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車体はそのまま所有し続けていた。
- 故障して使用できない状態だったため廃車手続きをしたが、修理ができたので再登録することにした。
- 友人に譲るつもりで廃車手続きをしたが、思い直してもう一度登録して使用することにした。
- 商品車であるため、課税がかからないようにナンバープレートを一時的に返却した。

上記の場合を含め、同一名義人（または同居のご家族の名義）による原付の一時的な廃車は認められません。すでにナンバープレートを返却した状態であっても、遡って軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

すでに一時的に廃車してしまった場合

- Q. 制度を知らなかったため、再登録をするつもりで廃車手続きをしてしまいました。どうすればよいですか。
- A. 廃車年月日まで遡って再登録（ナンバープレートは新たに交付します。）し、一時的に廃車していた期間中の軽自動車税（種別割）を課税いたしますので、廃車申告受付書とご本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちのうえ、市民税課までお越しください。

〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所市民税課 税制班
TEL： 043-484-1111（代表）
043-484-6114（直通）

参照条項(抜粋)

地方税法

(軽自動車税の納税義務者等)

第443条 軽自動車税は、(中略)軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、(中略)当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)

第463条の20 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(種別割の脱税に関する罪)

第463条の22 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れた者は、100万円以下の罰金に処する。

佐倉市税賦課徴収条例

(種別割に関する申告又は報告)

第88条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式*による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

* 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第89条 軽自動車等の所有者等又は第81条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第92条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第88条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、(中略)その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。(後略)

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第88条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識及び証明書を返納しなければならない。

道路運送車両法

(定義)

第2条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

(一時抹消登録)

第16条 登録自動車**の所有者は、(中略)その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

** 新規登録を受けた自動車

上記のとおり、原動機付自転車は「自動車」に含まれないため、一時抹消登録をすることはできません。